



令和4年度 (令和4年4月1日～令和5年3月31日)

保育所・認定こども園 入所案内



目次

4月入所に係る書類提出期間、その他概要	・・・	1ページ
提出書類	・・・	3ページ
保育料(利用者負担額・副食費)	・・・	5ページ
入所選考基準	・・・	7ページ
町内の保育所・認定こども園	・・・	8ページ
記入例(新たな利用希望の場合の申請書)	・・・	裏表紙

南関町役場 福祉課 子育て支援係

0968-57-8503(福祉課直通)

0968-53-1111(代表)内線 244

令和4年度保育所・認定こども園入所案内

令和4年度の保育所・認定こども園(以下「保育所等」といいます。)の入所について、次のとおりご案内します。

★4月入所に係る関係書類の提出期間(保育認定(2号、3号))

**令和3年11月24日(水)～11月26日(金)まで
(15:00～19:00)**

★入所関係書類の提出及び面接会場(保育認定(2号、3号))

役場2階第1会議室

★教育認定(1号)での申請は、令和3年11月8日より福祉課子育て支援係で随時受け付けます。

町外の保育所等の利用を希望する場合も、この期間内に提出してください。

期限後は、随時受付となり、申込み多数の場合は、入所できなくなる場合があります。

必要書類については、3・4ページで説明しています。

ご自身の状況において必要な書類を確認し、提出もれや不備がないようお願いします。

保育所とは

保育所は、就労などのため家庭で保育できない児童を、保護者に代わって保育する施設です。

認定こども園とは

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

保育所等を利用するためには

保育所等の利用を希望する場合は、「子どものための教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

既に認定を受けている場合は、改めて認定を受ける必要はありません。ただし、認定期間が満了した後も継続して利用を希望するときは、変更申請が必要です。

(1)子どものための教育・保育給付認定の種類

認定区分		対象となる子ども	利用できる主な施設
教育認定	1号認定	満3歳以上で、幼児教育を希望する場合	幼稚園・認定こども園
保育認定	2号認定	満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等で保育を希望する場合	保育所・認定こども園
	3号認定	満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等で保育を希望する場合	保育所・認定こども園

(2) 保育の必要な事由

児童の保護者が次のいずれかの事由に該当し、家庭内で保育できないと認められる場合です。

- ① 就労（1か月に48時間以上就労している）
- ② 妊娠・出産（出産予定月の前2か月、出産月1か月、出産後3か月の合計6か月以内）
- ③ 疾病・障害（疾病若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がい有している。）
- ④ 介護等（同居の親族（長期入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護している。）
- ⑤ 災害復旧（震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている。）
- ⑥ 求職活動（求職活動（起業準備を含む。）を継続的に行っている。1年間で3か月まで。）
- ⑦ 就学（学校等に就学している。職業訓練校等における職業訓練を含む。）
- ⑧ 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用する。
- ⑨ その他、上記に類する状態として町が認める場合

(3) 保育の必要量

保育認定（2号認定又は3号認定）を受ける場合、保護者のうち就労時間などが短い保護者を基準として、「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。

- ① 保育標準時間 ⇒ フルタイム就労を想定した利用時間（最長11時間）
- ② 保育短時間 ⇒ パートタイム就労を想定した利用時間（最長8時間）

- ・ 保育の必要な事由が「就労」の場合は、就労時間が1か月に120時間以上の場合は、「保育標準時間」、それ未満の場合は「保育短時間」です。
- ・ 保育の必要な事由が「求職活動」の場合は、「保育短時間」です。
- ・ 保育の必要な事由が「育児休業取得」の場合は、「保育標準時間」です。

(4) 認定及び保育の必要な事由の変更について

仕事を辞めて求職活動をしている・出産予定月の前2か月に入ったなど、変更が発生した場合は、発生した日を含む月の次の月から認定を変更します。変更が発生したときは、必要書類の提出をお願いします。

支給認定の却下及び利用調整について

家庭で保育ができると認められるなど、保育の必要な事由に該当しない場合は認定申請を却下します。

また、定員を超えて申込みがあった場合は、保育の必要度が高い順（「保育所等入所選考基準」（7ページ）に基づき採点した点数が高い順）に入所を決定します。保育の必要度が低い場合は、入所できないことがあります。

保育認定を受けて町外の保育所等を利用したい場合

保育認定を受けて町外の保育所等を利用できるのは、その保育所等の近くに勤務しているか、通勤途中にある場合で、町内の保育所等では保育時間内に迎えに行けないなどの支障がある場合です。

また、いずれの自治体においても、その自治体の住民の利用を優先するため、状況等により希望に添えない場合があります。

提出書類など

提出書類の未提出や内容に不備がある場合、認定ができません。

また、認定期間が満了したり、保育の必要な事由がなくなったりしたときにその後も継続して利用を希望する場合は、関係する書類の提出が必要です。

書類など	状況	新たな 利用希望	認定又は保育の必要な 事由の変更	前年度から引続き 保育所等を利用
子どものための教育・保育給付 認定申請書兼施設利用申込書		必要 (児童1人につき1通)		—
現況届兼施設利用申込書		—		必要 (児童1人につき1通)
個人番号の記載 ※氏名付近又は備考欄に 記載してください		必要	変更がある場合のみ 必要	
保育所等の入所に関する 確認書(同意書)		必要	不要	必要
保育の必要な事由を 証する書類		1号：不要 2号及び3号：必要		

提出期限

(1) 令和4年5月以降に新たに利用を希望する場合

利用開始希望月の前月15日まで

(2) 認定又は保育の必要な事由の変更がある場合

変更が発生した後速やかに。ただし、遅くともその月の末日まで。

保育の必要な事由(2ページ)を証する書類

保護者が該当する保育の必要な事由に応じた次の書類を提出してください。

・保育の必要な事由① 就労…就労(予定)証明書

雇用関係にかかわらず、就労(予定を含む)している保護者。就労予定で提出した場合、就労後に新たに就労証明書を提出してください。

※個人事業主又は事業専従者である保護者の場合、次の書類も必要です。

① 確定申告書(第1表・第2表)の控え(写)

② ①が提出できない場合は、営業許可証(写)又は個人事業の開業届出書の控え(写)のいずれか一方及び事業の直近の収入状況を確認できる書類(取引明細書(写)、通帳(写)など)

・保育の必要な事由② 妊娠・出産…母子手帳(写)

出産の予定があって、予定月の前2か月に入った保護者。表紙及び出産予定日が記入されたページが必要です。

・保育の必要な事由③ 疾病・障害又は④ 介護等…医師の診断書又は各種障害者手帳(写)

病気やけがをし、若しくは身体等に障がいをもっている保護者又は常時家族の介護又は看護をしている保護者

- 保育の必要な事由⑤ 災害復旧…り災証明書(写)
地震、風水害、火災その他の災害に被災し、その復旧にあたっている保護者
 - 保育の必要な事由⑥ 求職活動…求職活動専念届
求職活動をする保護者(※活動状況について「求職活動状況報告書」を提出してください。)
 - 保育の必要な事由⑦ 就学…学生証(写)又は就学証明書のいずれか一方及び就学時間がわかる時間割表(写)など
就学又は職業訓練校等に通っている保護者
 - 保育の必要な事由⑧ 育児休業…育児取得状況が記載された就労証明書(出産後に作成されたもの)
育児休業を利用する期間に保育所等の継続利用を希望する保護者
- ※その他、役場福祉課が提出を求める書類

注意

「保育の必要な事由」を証明する書類(就労証明書等)は、「子どものための教育・保育給付認定申請書」又は「現況届兼施設利用申込書」と一緒に提出してください。

就労等の状況が変わった場合は、その都度新たな書類を提出してください。提出がないと退所となる場合があります。

今後の予定

- 面接(保育認定希望者)を申請書等提出時に行います。
- 2月 支給認定証の交付
施設との利用調整
- 2月～3月 利用施設内定・決定、利用者負担額決定
- 4月 入所

保育料助成金及び通園費補助金

途中退所を除き、いずれも年度末に申請を受付けて5月に支払います。ただし、保育料や町税等に未納がある場合には、対象となりません。

• 保育料助成金

南関町では、住んでよかったプロジェクトの一環として、子育ての負担軽減を図るため、納付された保育料の一部を助成しています。令和4年度においても半額を助成する見込みです。

• 通園費補助金

南関こどもの丘保育園を利用する場合で、自宅から南関こどもの丘保育園までの最短距離が片道5kmを超える家庭には、月額1,500円を支給しています。

保育所等の運営について

保育所等は、町が保育所等へ支払う「委託費又は給付費」を主な収入として運営しています。

委託費又は給付費は、保護者の皆様が納付する保育料に加え、国庫負担金、県費負担金及び町の一般財源から支払われており、入所児童の保育材料費、給食に要する材料費、炊具食器費、光熱水費、冷暖房費並びに保育士等職員の人件費及び管理費に充てられています。

保育料(利用者負担額・副食費)について

1. 利用者負担額・副食費の額の算定方法について

利用者負担額・副食費の額(以下「保育料」といいます。)は、児童のクラス年齢と、原則として両親の市町村民税(均等割・所得割)の課税状況を基に、「利用者負担額表」によって算定します。ただし、主に生計を維持している人が両親以外の場合は、その人の課税状況も含めて算定します。

なお、保育料は、4月～8月分は前年度の市町村民税の課税状況、9月～翌年3月分は当年度の市町村民税の課税状況を基に算定します。

また、階層区分の誤認定等(市町村民税の更正が原因でないものに限ります。)により保育料が減額又は増額となる場合は、変更すべき月に遡及して変更します。市町村民税の更正が原因で保育料が減額又は増額となる場合は、市町村民税の更正がわかった翌月から変更します。

<利用者負担額・副食費の額>

※表中の年齢は令和4年4月1日現在の年齢です。年度途中で満3歳に到達した場合、3号認定から2号認定に変更しますが、副食費への変更は翌年度4月に行います。

各月初日の入所児童の 属する世帯の階層区分		2歳児以下				3歳児以上			
		利用者負担額 (月額) (単位:円)		上段: 町基準 下段: 国基準		副食費 施設が定めた額			
階層 区分	定義	3号認定				2号認定		1号 認定	
		ひとり親世帯等以外		ひとり親世帯等		ひとり親 世帯等以外	ひとり親 世帯等		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間				
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	0	0	0	0				
B	非課税	0	0	0	0				
C	均等割のみ (所得割課税がない)	12,000 19,500	11,800 19,300	6,000 9,000	5,900 9,000				
D1	A階層を除 き、前年度 (9月から翌 年3月まで は当年度)の 市町村民税 の額の区分 が次の区分 に該当する 世帯	48,600円未満	16,000 19,500	15,800 19,300	8,000 9,000	7,900 9,000	負担なし (無償)		
D2		48,600円以上 57,700円未満	17,000 30,000	16,700 29,600	8,500 9,000	8,350 9,000		57,700円未満	
		57,700円以上 60,700円未満	17,000 30,000	16,700 29,600	8,500 9,000	8,350 9,000			
D3		60,700円以上 72,800円未満	19,500 30,000	19,200 29,600	9,000 9,000	9,000 9,000			
		72,800円以上 77,101円未満	22,000 30,000	21,700 29,600	9,000 9,000	9,000 9,000		77,101円未満	
D4		77,101円以上 84,900円未満	22,000 30,000	21,700 29,600	ひとり親世帯等 に該当する場 合であっても、軽 減措置はありま せん。				
		84,900円以上 97,000円未満	25,500 30,000	25,100 29,600					
D5		97,000円以上 121,000円未満	29,000 44,500	28,600 43,900					
D6		121,000円以上 145,000円未満	33,500 44,500	33,000 43,900					
D7		145,000円以上 169,000円未満	36,500 44,500	36,000 43,900					
D8		169,000円以上 235,000円未満	40,000 61,000	39,400 60,100					
D9		235,000円以上 301,000円未満	40,000 61,000	39,400 60,100					
D10	301,000円以上 397,000円未満	45,000 80,000	44,300 78,800						
D11	397,000円以上	45,000 104,000	44,300 102,400						
D12									

<軽減措置>

次のいずれかに該当する場合は、軽減措置が適用されます。

(1) 1号認定

- ・3歳児から小学校3年生までの兄弟姉妹が3人以上いる場合
…その範囲において上から順に数えて3人目以降の子どもは無償

(2) 2号認定

- ・小学校就学前の兄弟姉妹が同時に保育所等を利用する場合
…その範囲において上から順に数えて3人目以降の子どもは無償

(3) 3号認定

- ・小学校就学前の兄弟姉妹が同時に保育所等を利用する場合
…その範囲において上から順に数えて2人目の子どもは半額、3人目以降の子どもは無料
- ・市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯の場合
…子どもの年齢を問わず上から順に数えて2人目の子どもは半額、3人目以降の子どもは無料

- ・市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯で、届出により次の①又は②(ひとり親世帯等)のいずれかに該当する場合
…前ページの表の「ひとり親世帯等」の列を適用
…子どもの年齢を問わず上から順に数えて2人目以降の子どもは無料

①「ひとり親世帯」(該当する月にさかのぼって適用します。)

…保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している者のうち、児童扶養手当に関する証書の交付を受けた者が属する世帯

②「在宅障がい児(者)のいる世帯」(届出のあった翌月から適用します。)

…次のいずれかに該当する者が属する世帯

i 身体障害者手帳の交付を受けた者

ii 療育手帳の交付を受けた者

iii 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

iv 特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者

2. 保育料の滞納について

保育料の滞納については社会的に問題となっており、保育所等の運営に著しく支障をきたします。入所児童へのサービスの低下を防ぐため、保育料の納期限内の納付をお願いします。

なお、私立保育所の保育料の未納が続く場合は、児童手当からの特別徴収を行います。

3. 保育料の支払方法について

(1) 利用者負担額(3号認定)

- ・私立保育所は、住所地の自治体への支払いとなり、南関町の場合、口座振替又は窓口払い(納付書による)です。口座振替の申込みは、南関町が取扱う金融機関で手続きを行ってください。
- ・公立保育所は、運営する自治体への支払いとなり、その方法は各自治体に確認してください。
- ・保育所以外の施設は、その施設への支払いとなり、その方法は施設に確認してください。

(2) 副食費(1号認定又は2号認定)

施設への支払いとなり、その方法は施設に確認してください。

保育所入所選考基準

入所基準			点数	父	母	その他	証する書類・備考
①就労	居宅外	週5日以上 (月20日以上)	7時間以上	10			就労(予定)証明書 ※個人事業主又は事業専従者である保護者の場合、次の書類も必要です。 ① 確定申告書(第1表・第2表)の控え(写) ② ①が提出できない場合は、営業許可証(写)又は個人事業の開業届出書の控え(写)及び事業の直近の収入状況を確認できる書類(取引明細書、通帳の写しなど)
			5～7時間	9			
			5時間未満	8			
		週4日 (月16日以上)	7時間以上	9			
			5～7時間	8			
			5時間未満	7			
	週3日(月12日以上)	4時間以上	6				
	居宅内	週5日以上 (月20日以上)	7時間以上	10			
			5～7時間	9			
			5時間未満	8			
		週4日 (月16日以上)	7時間以上	9			
			5～7時間	8			
			5時間未満	7			
		週3日(月12日以上)	4時間以上	6			
内職		週5日以上月160時間の就労	6				
	上記以外の場合で月48時間以上の就労	4					
②妊娠・出産(出産前2か月、出産月、出産後3か月の合計6か月)			8				母子手帳(写)
③疾病・負傷・障がい等	入院中		10			医師の診断書 障がい者手帳等(写)	
	常時寝たきり・精神・感染		10				
	週3回以上の通院		8				
	週2回以下の通院・投薬治療		6				
	身障1・2級、療育A1・A2		10				
	身障3級、療育B1		8				
	身障4級、療育B2		7				
④家族の介護・看護等	入院に常時付き添い		10			医師の診断書 障がい者手帳等(写)	
	常時寝たきりの付き添い		8				
	週3回以上の通院の付き添い		6				
	身障1・2級、療育A1・A2		8				
	身障3・4級、療育B1・B2		6				
⑤災害			10			り災証明書	
⑥求職活動(起業準備含む)(原則3か月以内/1年間)			5			求職活動専念届	
⑦就学(職業訓練含む)			7			就学証明書等	
⑧育児休業			8			就労証明書	
⑨児童虐待・DV			10			事実を証明するもの	
⑩その他	両親死亡・行方不明・拘禁		10			事実を証明するもの	
	上記に類すると認められる場合		4～10				
基準点数合計 A ※ひとり親家庭は点数2倍							
※加算 B	生活保護・ひとり親世帯(同居者がいない)		2				
	きょうだいの入所あり		1				
	障がい児		1				
	保育可能な65歳未満の祖父母が同居		-3			祖父母1人につき	
点数総合計(A+B)							高 中 低

※判定については、基準点数合計が 20点以上は高、15点以上20点未満は中、15点未満は低とする。

町内の保育所・認定こども園

★保育所(令和4年4月1日予定)

項目	施設の概要
施設の名称	南関こどもの丘保育園
公私立区分	私立
定員	2号・3号：225人
住所	小原 1821 番地 1
電話番号	0968-53-6668
開設年月	平成 22 年 9 月
敷地面積	17,573.22 m ²
建物面積	1,739.62 m ²
経営主体名称	社会福祉法人 有明中央福祉会
経営主体代表者	菅原 秀一
施設長	菅原 裕
保育認定(標準時間)	月曜～土曜 7:00 ～ 18:00
保育認定(短時間)	月曜～土曜 8:00 ～ 16:00
副食費(月額)	2号：4,500円
受入可能最少月齢	生後3か月となった月(首がすわっていること)の翌月
延長保育	標準時間 18:00 ～ 19:00 短時間 7:00 ～ 8:00・16:00 ～ 19:00 利用料 100円(1時間)
休日保育	×
障がい児保育	○
病児・病後児保育	×
一時保育	○
子育て支援センター	○
運営方針	<p>「巨人の森」から見える緑あふれる豊かな自然、そして忘れられぬふるさとの雄大な景観。</p> <p>子どもたちは、自然にふれ、生命あるものに学んで多くのことを身に付け、たくさんの友だちと出会って、遊んだり、泣いたり、笑ったり、さまざまな体験を通して、明るく、元気に、たくましく成長していきます。</p> <p>自然の中で毎日を過ごし、生命とふれあう機会をできるだけ数多く持って、自ら伸びようとしている子どもたちの成長の芽を、生涯にわたる生きる力の基礎をしっかりと育みたいと願っています。</p>

★認定こども園(令和4年4月1日予定)

項目	施設の概要
施設の名称	認定こども園 南関ひまわり幼稚園
公私立区分	私立
定員	1号：60人、2号・3号：70人 計130人
住所	上坂下1339番地
電話番号	0968-53-8777
開設年月	昭和53年4月(平成27年4月から認定こども園に移行)
敷地面積	3,684㎡
建物面積	835㎡
経営主体名称	学校法人 有明中央学園
経営主体代表者	菅原 秀一
施設長	村上 朋子
教育認定	月曜～金曜 9:00～14:30
保育認定(標準時間)	月曜～土曜 7:00～18:00
保育認定(短時間)	月曜～土曜 9:00～17:00
副食費(月額)	1号認定：4,000円・2号認定：4,500円
受入可能最少年齢	満1歳となった月の翌月
一時預かり(教育認定)	月曜～金曜 14:30～18:00 利用料 300円(日額)・5,000円(月額)
	土曜 9:00～18:00 利用料 12:00までは無料、その後は500円(日額)
延長保育(保育認定)	標準時間 18:00～19:00
	短時間 7:00～9:00・17:00～19:00 利用料 100円(1時間)
休日保育	×
障がい児保育	△(程度による)
病児・病後児保育	×
一時保育	×
運営方針	<p>21世紀を担う子ども達の「豊かな心、優れた知能、逞しい体を育成する」という教育理念に基づき、園の行事、教育方法も園独自のカリキュラムを導入しています。</p> <p>園での集団生活を通して、子ども達の個性や人間性を豊かに育む基礎づくり、また、環境づくりを園長、職員、保護者、そして地域の方々がひとつの輪となり、心の通った温かい指導を行っております。</p>

★認定こども園(令和4年4月1日予定)

項目	施設の概要
施設の名称	認定こども園 文化幼児園
公私立区分	私立
定員	1号：10人, 2号・3号：45人 計55人
住所	関下 1933 番地
電話番号	0968-53-1888
開設年月	平成2年4月(平成28年4月から認定こども園に移行)
敷地面積	2,970.38 m ²
建物面積	526 m ²
経営主体名称	社会福祉法人 舞鶴会
経営主体代表者	日野 真隆
施設長	久保田 美智子
教育認定	月曜～金曜 8:30～13:00
保育認定(標準時間)	月曜～土曜 7:30～18:30
保育認定(短時間)	月曜～土曜 8:30～16:30
副食費(月額)	1号認定：4,000円・2号認定：4,500円
受入可能最少月齢	満4か月となった月(首がすわっていること)の翌月
一時預かり(教育認定)	月曜～金曜 13:00～16:30 利用料 300円(日額)・5,000円(月額/土曜分を含む)
	土曜 8:30～16:30 利用料 500円(日額)
延長保育(保育認定)	短時間 7:30～8:30・16:30～18:30 利用料 2号：100円(1時間)・3号：200円(1時間)
休日保育	×
障がい児保育	△(程度による)
病児・病後児保育	×
一時保育	○
運営方針	遊びを通して、『自分からの心』、『「どうして」「なぜ」と考え工夫する心』、そして『思いやりの心』を育てます。 「①子どもの人権を尊重」「②一人ひとりの子どもの心身の発達過程に適応する保育」「③五感に訴え体験を重視」を基本理念としています。

表

記入例

子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 施設利用申込書

令和●年 11 月 29 日 申請書の提出日を記入してください。

記名押印

熊本市玉名郡南関町長 殿 (保護者氏名) 南関 太郎

南関

個人番号（マイナンバー）を必ず記入してください。

申請に係る 小学校就学前 子ども	フリガナ 氏名 ナンカン ジロウ 南関 次郎 個人番号: 0000 0000 0004	生年月日 (年齢は、R* 4.1現在) 令和●年 11 月 1 日 (● 歳)	性別 男・女	障害者手帳等 の有無 有 無
保護者 住所・連絡先	(住所) 南関町大字関町 1 3 1 6 番地 (連絡先) (父携帯) 090-0000-0000 (母携帯) 090-0000-0000			手帳以外に「通所受給者証」を含みます。
認定者番号	※既に教育・保育給付認定を受けている場合は記入してください。			
保育の希望の有無 (※)	<input checked="" type="radio"/> 有 : 保護者の労働又は疾病等の理由を希望する場合 (幼稚園等と併願の可否を占む) <input type="radio"/> 無 : 幼稚園等の利用を希望する場合 (保育所等と併願の場合を除く)			

日中連絡の取れる電話番号を記入してください。

(※)

- ・「保育所等」とは、保育所、認定こども園（保育部分）、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。（以下同じ）
- ・「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園（教育部分）をいいます。
- ・「有」を○で囲んだ場合は①～④に、「無」を○で囲んだ場合は①、②及び④に必要事項を記入してください。

①世帯の状況

区分	氏名	子どもとの続柄	生年月日	性別	職業 又は 学校名等	前年度 (当年度) 市町村民税 課税の有無	備考
子どもの 世帯員	南関 太郎 個人番号: 0000 0000 0001	父	平成●年 2 月 3 日	男・女	会社員	有・無	
	南関 花子 個人番号: 0000 0000 0002	母	平成●年 3 月 4 日	男 女	パート	有 無	
	南関 一郎	兄	平成●年 4 月 5 日	男・女	会社員	有 無	
	南関 太	祖父	昭和●年 5 月 6 日	男・女	自営業	有・無	
	南関 和子	祖母	昭和●年 6 月 7 日	男 女	農業	有 無	
	申請保護者とその配偶者（保護者以外の方が家計主宰者の場合は、その家計主宰者も）の個人番号（マイナンバー）を必ず記入してください。					有・無	
				男・女		有・無	
生活保護の適用の有無		適用無し・適用有り			（ 保護開始）		

②利用を希望する期間、希望する施設（事業者）名

利用希望期間	令和●年 4 月 1 日 から 令和●年 3 月 31 日 まで	
利用を希望する 施設（事業者）名	施設（事業者）名・希望理由	事業所番号*
	第1希望 ○○○ 保育園 (理由) 自宅に近い	
	第2希望 □□□ 保育園 (理由) 会社に近いため	
	第3希望 (理由)	
	第4希望 (理由)	
第5希望	必ず第2希望以上まで記載してください。ただし、特定の施設のみ希望する場合は、1つでかまいません。	

○ 「記入上の注意」をよく読んで